

（国民年金保険料の払い方と割引）

➡国民年金保険料の払いは、次の中から選択できます。

現金納付

口座振替

クレジットカード納付

電子納付

※[現金納付]は、納付書を金融機関やコンビニに持参して納付。

➡国民年金保険料は、まとめ払いがお得です。

➡口座振替は毎月納付する場合でも、「早割」を使うと割引があります。

<2017年度 口座振替による払い方>

振替方法	1回あたりの納付額 (割引額)	1年あたりの 割引額	振替日
2年前納(まとめ払い)	378,320円(15,640円)	7,820円	5月1日
1年前納(まとめ払い)	193,730円(4,150円)	4,150円	5月1日
6カ月前納(まとめ払い)	97,820円(1,120円)	2,240円	5月1日 10月31日
当月末振替(早割)	16,440円(50円)	600円	毎月月末
翌月末振替(割引なし)	16,490円(0円)	0円	翌月末

<2017年度 クレジットカードによる払い方>

振替方法	1回あたりの納付額 (割引額)	1年あたりの 割引額
2年前納(まとめ払い)	379,560円(14,400円)	7,200円
1年前納(まとめ払い)	194,370円(3,510円)	3,510円
6カ月前納(まとめ払い)	98,140円(800円)	1,600円

➡口座振替・クレジットカード納付の申し込みは次のように行います。

手続き書類

日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
<http://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>

書類の提出

年金事務所へ郵送します(口座振替は金融機関の窓口でも手続きできます)。
※まとめ払いは、申込期限があります。
詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。

社会保険料控除の適用を受けるには

家族分の国民年金保険料の社会保険料控除を受ける場合は、年末調整や確定申告の際に「控除証明書」の添付が必要です。家族名義の口座振替やクレジットカード納付を行った場合でも、控除証明書は被保険者本人宛てで送付されます。送付時期は、納付時期によって、11月上旬または2月上旬のいずれかです。

ねんきん相談カフェ



聞く人 幸子(49歳) パート勤務 (20歳の娘をもつ)
答える人 先生 社会保険労務士

国民年金保険料のお得な払い方

今回は、国民年金保険料の割引制度についてご紹介します。

幸子 20歳になった娘から、国民年金保険料が割引になるので、立て替えて払ってほしいと言われました。そういった制度があるのですか？

先生 口座振替なら、国民年金保険料の割引制度がありますよ。クレジットカードで払う方法もあります。

幸子 どのくらいですか？

先生 口座振替で2年分まとめ払いすると、約1カ月分割引になります。

幸子 でも、引き落とし口座やクレジットカードは娘名義でない、まづいですよね？ 娘に現金を渡すのは面倒だし、忘れそうだし。

先生 いいえ、家族名義の口座やクレジットカードでも大丈夫です。たとえば、ご主人名義の口座からの振り替えやカード払いが可能です。ご主人の税金も安くなりますよ。

幸子 え？ 税金も安くなるのですか？

先生 それなら夫も立て替え払いに賛成してくれそうです。

先生 年末調整や確定申告で、ご主人が負担した娘さんの国民年金保険料を申告すれば、全額が課税所得から引かれます。

幸子 保険料が割引になって、夫の税金も安くなるならお得ですね。

先生 学生期間中は保険料の納付期限を2年から10年に延ばす学生納付特例制度もありますが、2年を超えると、保険料に計算がつかず。

幸子 娘にとっては、就職してから計算がついた保険料を払うより、立て替えてもらった割引保険料を親に返すほうが安いということですね。

先生 娘さんも国民年金保険料の払い方をいろいろ考えたのでしょうか。

横山玲子 (よこやま れいこ) 社会保険労務士
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor